

平成17年度 社会教育主事講習実施要項

1. 目的

本講習は、社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき、社会教育主事となるべき者に、その職務を遂行するに必要な専門的知識、技能を修得させ社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

2. 講習を行う機関名 茨城大学

3. 講習の期間及び会場

- (1) 期間 平成17年7月13日(水)から8月12日(金)まで
(2) 会場 茨城大学大学会館第7, 8, 9集会室(茨城県水戸市文京2-1-1) 電話029-228-8017
茨城県立白浜少年自然の家(茨城県行方郡麻生町白浜1466) 電話0299-73-2345
レイクエコー(茨城県行方郡麻生町宇崎1389) 電話0299-73-3877

4. 講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、教育方法、配当時間数及び担当講師予定者職氏名 別紙のとおり

5. 受講予定者数 約120名

6. 受講資格 「社会教育主事講習等規程」第2条各号の1に該当する方。

7. 受講者の選定

茨城大学は、平成17年度社会教育主事講習運営委員会の議を経て、受講者を選定します。
決定者には、受講許可書を交付します。

8. 受講の申込み

- (1) 受講希望者は、所定の用紙により、次の書類をとりそろえ6月16日(木)までに各県の教育委員会生涯学習課へ提出して下さい。

- (ア) 受講申込書(様式1)
(イ) 基礎となる教員免許状の写し・・・社会教育主事講習等規程第2条第2号該当者のみ提出
(ウ) 所属長の勤務証明書(様式2)・・・ 同上 第2条第3、第4、第5号該当者のみ提出
(エ) 卒業証書又は修了証書の写し(出身校の卒業又は修了証明書でも良い)・・・(イ)該当者は不要
(オ) 履歴書(様式1-1)【自筆ペン書き】
(2) 各県の教育委員会は、提出された受講申込書について受講資格の有無を十分調査の上、資格があると認めた者を一括し、受講者名簿を添えて、6月23日(木)までに茨城大学研究協力・地域連携課あてに送付して下さい。
(3) 受講許可書及び受講上の注意書は、7月5日(火)までに各県の教育委員会あて一括送付します。

9. 受講者の参集日時及び開講式場

- (1) 日時 平成17年7月13日(水) 午前10時(午前9時から10時まで受付)
(2) 場所 茨城大学大学会館第7・8・9集会室(水戸市文京2-1-1、茨城大学水戸キャンパス内)

10. 受講科目について

- (1) 分割受講
茨城大学及び宇都宮大学で行う社会教育主事講習での年度内及び年度を越えての分割受講を認めます。分割区分は、以下のとおりとします。
①「生涯学習概論 2単位」
②「社会教育演習 2単位」
③「社会教育計画 2単位」
④「社会教育特講 3単位」
なお、分割受講を希望する者は、受講申込書を所定の期日までに、茨城県又は栃木県の教育委員会に提出して下さい。茨城県及び栃木県の教育委員会は、分割受講希望者について受講資格の有無を審査し、資格があると認めた場合には、受講申込書に推薦書を付して、茨城大学長宛に送付して下さい。
分割受講者に対しては、講習終了時に修了証書に代わって社会教育主事講習会としての「単位修得証明書」を発行します。
- (2) 代替科目
①科目の代替は、社会教育主事の資格を出すことが認められている大学等の正規の単位として取得したもの(科目等履修生を含む)及び文部科学省が告示等によって認めたもの及び茨城大学、宇都宮大学において行われた社会教育主事講習で認定された単位に限ります。
②茨城大学、宇都宮大学以外で行われた社会教育主事講習の単位は、茨城大学、宇都宮大学での講習の単位としては代替できません。
③既修得単位の認定を希望する方は、社会教育主事講習単位修得認定申請書(様式3)を茨城大学長に提出し審査を受ける必要があります。
④科目代替の申請に当たっては、いずれの場合も、単位の成績・修得証明書(取得した大学・学部・課程・履修年度等が記載されているもの)のほか、当該代替希望科目が社会教育主事の資格取得の相当科目であることが明記されている書類(履修要項・シラバス・講義時間割等)のコピーを添付して下さい。文部科学省が認める代替のための学修についても、相応のものを提出して下さい。
⑤科目の代替を認める講義は、次のとおりです。
1) 「生涯学習概論 2単位」(平成4年度以降に履修した単位に限る。)
2) 「社会教育計画 2単位」
※ なお、分割受講及び科目代替が認められた場合でも、講習の受講認定に必要な「開講式」・「合宿研修」・「施設見学」・「特別講義」・「閉講式」等は必ず受講して下さい。

11. 修了の認定について

本講習の全科目を履修し、所定の単位を修得した者に対し、修了証書を授与します。

12. 受講者の受講に要する経費

受講料は徴収しません。ただし、資料、教材に要する経費及び諸雑費として、1人当たり 29,000円、(「生涯学習・社会教育行政必携：第一法規」代金含む)

合宿研修に要する経費(利用料、宿泊料、食事料等)として、1人当たり11,000円を徴収します。

なお、分割受講者及び科目代替者に対しての費用の一部返却は一切いたしません。

また、テキスト、参考書類等は受講者の負担とします。

※ 上記経費計 40,000円を7月8日(金)までに、次の口座へお振り込み下さい。

住 所 〒310-8512 水戸市文京2-1-1 (電話029-228-8017)

口座名 社会教育主事講習事務局 所 幸男

銀行名 常陽銀行 渡里支店(店番号 172)

種 別 普通預金(口座番号 1300891)

13. そ の 他

(1) 合宿研修と携行品

7月15日(金)から7月16日(土)に茨城県立白浜少年自然の家(所在地 茨城県行方郡麻生町白浜1466)において、合宿研修を実施します。

※ 筆記用具、運動靴、上履き(ズック靴)、トレーニングシャツ、パジャマ、洗面用具、健康保険証等は必ず持参して下さい。

(2) 書類の様式は別添のとおりとします。